

○財務省告示第三百十号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成二十六年九月二十二日に発行した割引短期国債  
 の発行条件等を次のとおり告示する。  
 平成二十六年十月九日

財務大臣 麻生 太郎

| 一              | 二                                | 三   | 四                 | 五                | 六   | 七  | 八            | 九               | 十            |
|----------------|----------------------------------|---|-------------------|------------------|-----|--|--------------|-----------------|--------------|
| 名称及び記号         | 発行の根拠                            | 法律及びその条項  | 振替法の適用等           | 発行方法             | 発行額 | 最低額面金額                                       | 振替単位         | 発行行             | 償還期限         |
| 国庫短期証券（第四百八十回） | 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六條第一項 | 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 | 日本銀行による借換えのための引受け | 額面金額で二兆千七百十五億二千円 | 千円  | 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。 | 平成二十六年九月二十二日 | 額面金額百円につき九十九円九角 | 平成二十七年九月二十四日 |

ただし、償還期が銀行休業日に

十 十 十  
三 二 一

払 場 元 償  
込 所 金 還  
期 支 金  
日 払 額

平 日 額 償 当  
成 本 面 還 たる  
二 銀 金 金 を と  
十 行 額 支 き は  
六 百 円 に う、そ  
年 円 づ き の 翌  
九 百 円 営 業  
月 二 日 日 日  
二 百 円  
日